

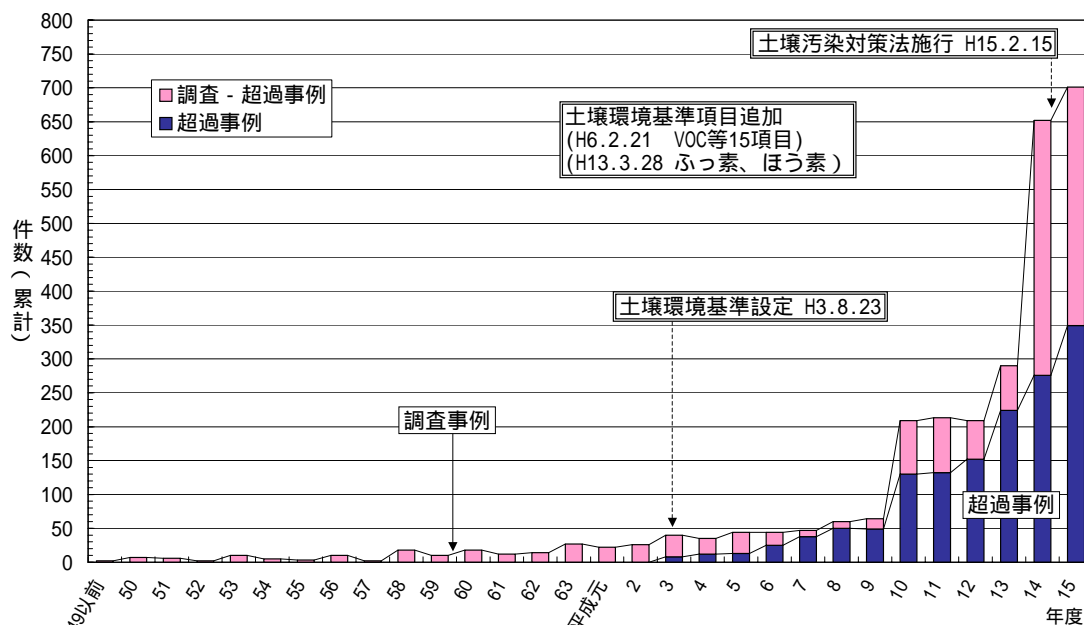
平成 1 5 年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について（お知らせ）

平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日（火）
 環境省水・大気環境局土壤環境課
 課長： 鍋木 儀郎（内線 6650）
 係長： 山添 泰一（内線 6656）
 担当： 野瀬 順子（内線 6680）

環境省では、毎年、都道府県及び土壤汚染対策法の政令市を対象に、土壤汚染に関する調査と対策について把握している状況などの調査を行っている。今年度は平成 15 年 2 月 15 日に施行された「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）の施行状況も併せて調査したので、それらの調査結果の概要を公表する。

1. 土壤汚染の調査事例について

都道府県等が把握している昭和 50 年度から平成 15 年度までの年度別の土壤汚染の調査事例（法、条例、要綱等に基づくものの他、自主的な調査事例を含む。以下「調査事例」という。）は累計で 2,802 件であり、これらのうち土壤環境基準又は指定基準に適合していないことが判明した事例（以下「超過事例」という。）は、累計で 1,458 件であった。平成 15 年度の調査事例 701 件のうち、超過事例は 349 件（うち法対象は 21 件）であった。なお、平成 14 年度以前に調査に着手し、平成 15 年度に基準超過が判明した事例が 21 件あり、これを加えると、平成 15 年度に新たに基準超過が判明した事例は 370 件であった。



注 1) 調査の対象は昭和 50(1975)年度以降に都道府県等が把握した土壤汚染の調査の事例であるが、都道府県等が昭和 50 年度以降に把握した、昭和 49 年度以前に行われた調査件数についても計上している。
 注 2) 各年度の件数は調査着手年度で整理している。従って、各年度の件数には、当該年度の次年度以降に調査を終了したのもも計上している。

年度	昭和49以前	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26	40	35	44	44	47	60	64	209	213	209	290	652	701	2,802
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	49	66
超過事例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	12	13	25	38	50	49	130	132	152	224	276	349	1,458
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	21	

図 1 年度別の土壤汚染事例

2. 超過事例の概要について

これまでの超過事例 1,458 件を項目別に分類すると、重金属等のみに係るものが 878 件、揮発性有機化合物 (VOC) のみに係るものが 403 件、これらの複合汚染が 177 件であり、個別の項目では鉛、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの順に多い。また、原因者を業種別にみると、電気機械器具製造業、金属製品製造業、化学工業の順に多い。

表 1 年度別の超過事例数

(件数)

年度	超過事例		VOC		重金属等		複合汚染	
平成3	8	-	-	-	8	-	-	-
4	12	-	-	-	12	-	-	-
5	13	-	-	-	13	-	-	-
6	25	-	8	-	14	-	3	-
7	38	-	16	-	20	-	2	-
8	50	-	18	-	28	-	4	-
9	49	-	13	-	30	-	6	-
10	130	-	76	-	47	-	7	-
11	132	-	68	-	53	-	11	-
12	152	-	55	-	76	-	21	-
13	224	-	42	-	144	-	38	-
14	276	(0)	55	(0)	185	(0)	36	(0)
15	349	(21)	52	(4)	248	(15)	49	(2)
累計	1,458	(21)	403	(4)	878	(15)	177	(2)

注 1) 土壌環境基準又は土壌汚染対策法の指定基準 (第 1 種特定有害物質: VOC、第 2 種特定有害物質: 重金属等、第 3 種特定有害物質: 農薬等) を超過した事例の数であり、表の区分の「重金属等」には第 3 種特定有害物質を含む。以下同じ。

注 2) () 内の数字は、法に基づき調査を行い基準超過が判明した事例の件数 (内数) である。

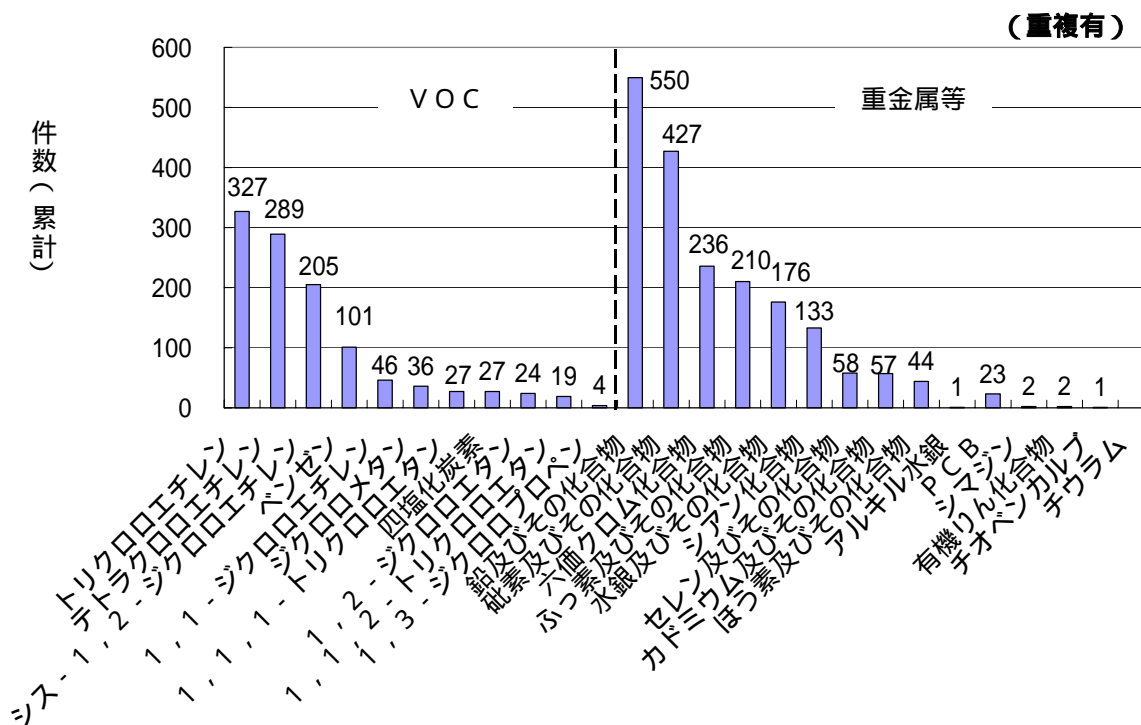


図 2 物質別の超過事例数 (累計)

3. 土壌汚染対策の実施状況

VOC超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について対策の実施内容をみると、重金属等については掘削除去している事例がほとんどであるが、VOC超過事例では原位置浄化の方が掘削除去よりも多くなっている。なお、原位置浄化方法としては、地下水揚水と土壌ガス吸引が多い。

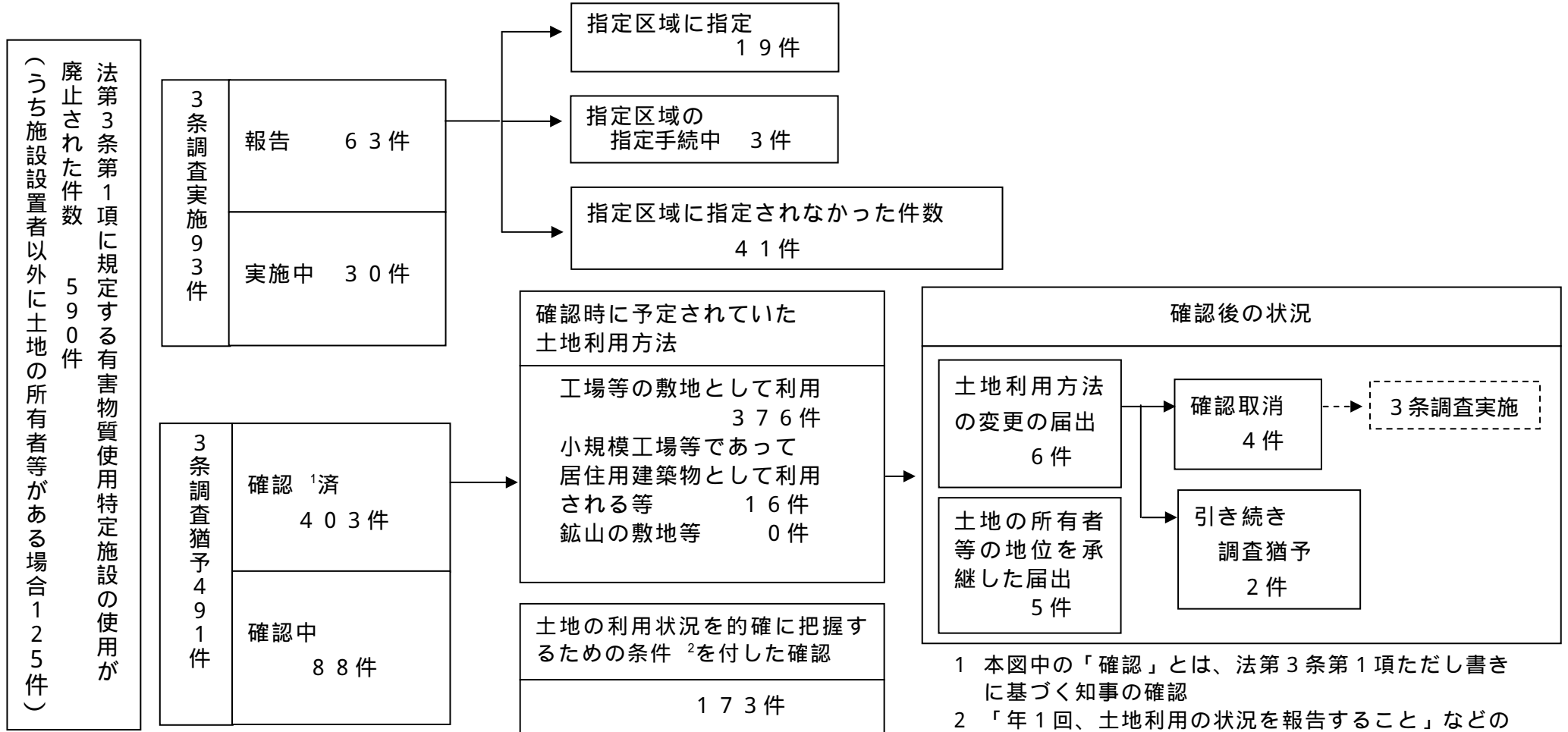
表2 対策の実施内容（累計）

（複数回答有）

	超過事例 （累計）			
	VOC	重金属等	複合汚染	
地下水の水質の測定	300 (6)	155	99 (5)	46 (1)
土壌汚染の除去	1,127 (17)	342 (3)	644 (12)	141 (2)
掘削除去	927 (16)	175 (2)	625 (12)	127 (2)
原位置浄化	341 (2)	234 (1)	38 (0)	69 (1)
バイオレメディエーション	22 (0)	14 (0)	2 (0)	6 (0)
化学的分解	31 (0)	14 (0)	3 (0)	14 (0)
土壌ガス吸引	177 (1)	146 (0)	3 (0)	28 (1)
地下水揚水	249 (2)	173 (1)	27 (0)	49 (1)
土壌洗浄	6 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)
その他	15 (0)	6 (0)	2 (0)	7 (0)
原位置封じ込め	60 (1)	6 (0)	38 (1)	16 (0)
鋼矢板工法	28 (1)	3 (0)	15 (1)	10 (0)
地中壁工法	20 (0)	2 (0)	14 (0)	4 (0)
その他	26 (0)	2 (0)	19 (0)	5 (0)
遮水工封じ込め	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
原位置不溶化	56 (0)	1 (0)	49 (0)	6 (0)
不溶化埋め戻し	45 (0)	1 (0)	38 (0)	6 (0)
遮断工封じ込め	35 (0)	2 (0)	27 (0)	6 (0)
土壌入れ替え	9 (1)	0 (0)	7 (1)	2 (0)
指定区域内土壌入れ替え	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
指定区域外土壌入れ替え	7 (1)	0 (0)	5 (1)	2 (0)
盛土	66 (1)	2 (0)	54 (1)	10 (0)
舗装	122 (2)	7 (0)	93 (2)	22 (0)
コンクリート舗装	69 (1)	4 (0)	54 (1)	11 (0)
アスファルト舗装	70 (1)	4 (0)	49 (1)	17 (0)
立入禁止	58 (2)	12 (0)	36 (2)	10 (0)
その他	301 (0)	121 (0)	141 (0)	39 (0)
合計回答事例数	1,307 (19)	363 (3)	782 (14)	162 (2)

4. 土壌汚染対策法の施行状況

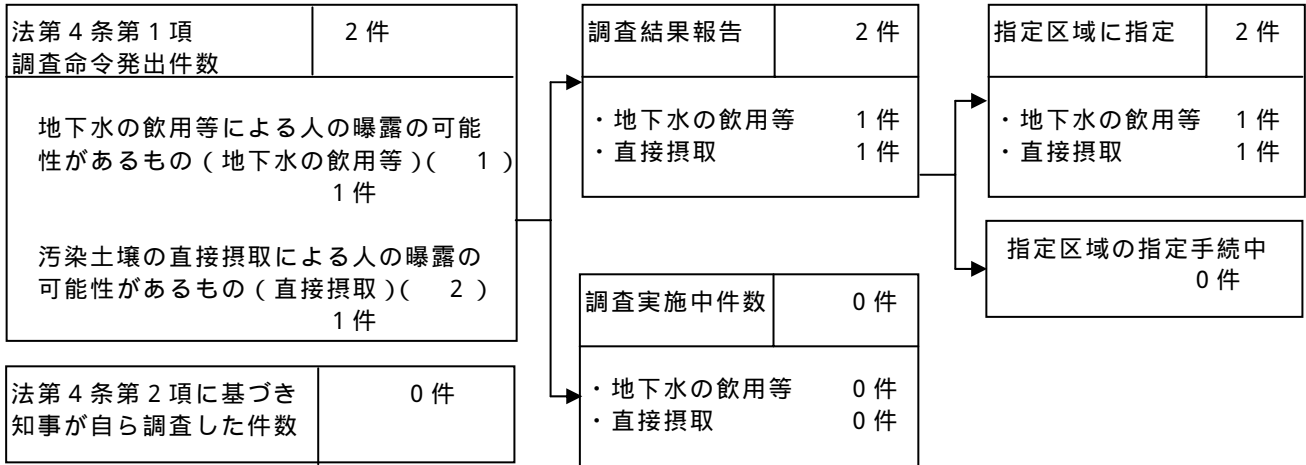
平成 15 年度における土壌汚染対策法の施行状況は以下のとおりである。



(備考)

有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者について調査猶予の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続を行うか検討中の事例等があるため、施設廃止件数と、3条調査実施件数と調査猶予件数との和とは、一致しない。

図3 法第3条の施行状況

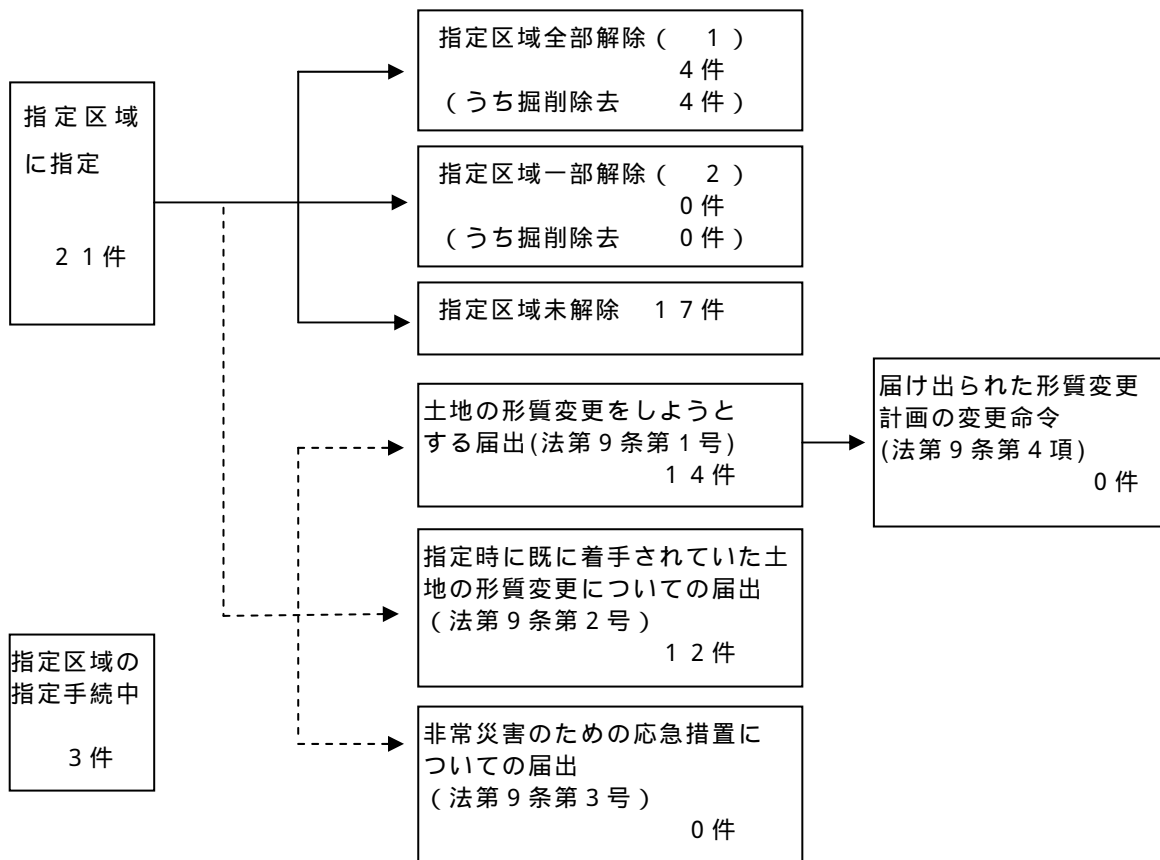


- 1) 命令対象地又はその周辺に、飲用井戸があり、
 - ア) 土壌汚染が存在し、かつ地下水汚染が発生又は発生が確実(令第3条第1号イ)
 - イ) 土壌汚染が存在するおそれがあり、かつ地下水汚染が発生(令第3条第1号ロ)
- 2) 一般の人が立ち入ることができる土地であり、かつ土壌汚染が存在する蓋然性が高い(令第3条第1号ハ)

[備考]

ほかに、令第3条第1号の要件に該当しているが土地所有者等の自主的な調査により発見された汚染であり、当該者が自主的に法に基づくものと同等以上の調査及び適切な措置を講ずることが確認でき、かつそれらが一定の期間内に確実に実施されると認められたため、調査命令を猶予したものが2件あった。

図4 法第4条の施行状況



- 1) 指定区域となった区域の全体が指定解除された土地の数
- 2) 指定区域となった区域のうち対策によって指定要件に該当しなくなった部分があり、その部分のみ指定が解除された土地の数

図5 指定区域の施行状況

報告徴収、立入検査

平成 15 年度中に、都道府県等が法第 29 条第 1 項に基づき土地の所有者等や土壤汚染の除去等を行った者などに対する報告徴収件数：2 件、指定区域等の土地への立入検査件数：24 件。

法施行に関する相談

平成 15 年度中に、都道府県等が受けた土壤汚染状況調査実施に関する相談件数は 328 件、第 3 条第 1 項ただし書き確認に関する相談件数は 228 件、法第 4 条調査命令要件に関する相談件数は 628 件、汚染土壤処分に係る認定に関する相談件数は 9 件。

その他

- ・ 都道府県等による汚染土壤浄化施設の認定件数：4 件。
- ・ 土壤汚染の調査・対策や未然防止等に関する条例、要綱等を定めている自治体数：61。
- ・ 土壤汚染対策基金による助成の対象となる助成制度を今後作る予定と回答した自治体数：36。
- ・ 土地所有者等に対し、土壤調査や汚染回復対策、モニタリング費用の一部に対し補助融資制度を設けている自治体数：23。
- ・ 各自治体が平成 16 年度当初に土壤汚染に係る予算化をしている内容
 - 「地歴情報の収集整理」：18 自治体、「土壤環境基準適合状況に関する調査」：26 自治体、「土壤環境に関する事件、苦情等に対応するための調査」：27 自治体。